平成２９年（フ）第４４５号
埼玉県川越市霞ケ関東１丁目８番地２
破産者　日本中央急送株式会社
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第５４８号
埼玉県飯能市大字中山320番地１グランベールタナベ203
破産者　株式会社一葉
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第３３４号
東京都台東区北上野２丁目９番19号
破産者　株式会社システム．コム
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１８８７号
札幌市中央区南16条西５丁目３番１―310号
破産者　有限会社ＥＶＥＮＴＹＲ
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４３５号
川崎市高津区新作６丁目５番６号307
破産者　株式会社グローバルランド
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第５５２号
川崎市多摩区登戸177番地１―402
破産者　有限会社ラスティーワールド
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１１号
新潟県燕市東太田1457番地１
破産者　有限会社高頭
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２９年（フ）第３８９号
静岡県磐田市豊岡1702番地５
破産者　株式会社ティーズナビゲーション
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第９３５号
名古屋市中区大須１丁目34番23号
破産者　有限会社フォーエム
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１８１１号
大阪市住之江区中加賀屋３丁目11番６号　寺岡方、開始決定時大阪市西区新町１丁目21番８―306号
破産者　大橋奈々恵
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４９４号
大阪市淀川区東三国１丁目２番19号
破産者　株式会社大阪ティック
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３２３９号
大阪市東成区大今里西２丁目18番８―705号
破産者　株式会社ナルコ
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３２５８号
大阪市中央区東高麗橋４番９号双葉シティプラザビル
破産者　株式会社アークサポート
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４２０８号
大阪市中央区淡路町２丁目５番８号―405号
破産者　有限会社ノート
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４５０７号
大阪府東大阪市高井田西２丁目１番35号
破産者　株式会社広友社
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５７４号
神戸市灘区灘北通３丁目２番12号
破産者　株式会社ティーツーインパクト
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６２２号
北九州市小倉北区米町１丁目２番10号
破産者　有限会社ラスタ
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第９２３号
東京都八王子市子安町４丁目７番１―3503号
破産者　株式会社シーガル
1　決定年月日　平成30年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２３９号
東京都八王子市子安町１丁目39番１―810号
破産者　桑山みゆき
1　決定年月日　平成30年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１０７１号
東京都新宿区中井１丁目10番９号
破産者　有限会社コスモスタッフ
1　決定年月日　平成30年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１０７３号
東京都小平市喜平町１丁目９番２―302号
破産者　小松　　豪
1　決定年月日　平成30年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１２１２号
東京都立川市曙町２丁目14番23号立川レトロ館302
破産者　浅見　和正
1　決定年月日　平成30年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部